

厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく
供給確保計画の認定等に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和7年12月26日

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令案について、令和7年12月4日（木）から同年12月14日（日）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>本省令案は、国民生活や医療に不可欠な物資の安定供給を確保するための重要な仕組みであり、基本的に賛同いたします。国際関係の悪化や世界的な物資不足に備え、国内供給力を高めることは安全保障上も不可欠です。以下、改善すべき点を提案いたします。</p> <p>1. 国内供給強化の必要性 国内で生産可能な物資は、できる限り国内で生産し、自給率を高めるべきです。</p>	<p>賛同いただきありがとうございます。</p> <p>1. 本省令は供給確保計画の認定に関するものであり、取組の内容については別途「安定供給確保取組方針」（以下「取組方針」という。）において定めるものです。</p>

国内需要を満たした上で余剰が生じた場合は、海外に供給することで国際的な信頼を高めることも可能です。
原材料や部品の海外依存を減らし、代替品開発や国内生産体制を支援することが重要です。

2. 下請け保護と公平な取引

大企業が認定を受けても、実際の生産負担が下請けに集中する構造は避けるべきです。

発注元に責任を持たせる条項を省令に明記し、下請け企業が赤字や過労に陥らないよう適正価格で取引する仕組みを導入すべきです。

助成金や補助金は大企業だけでなく、中小企業や地域事業者にも届くようにすべきです。

3. 緊急時の優先順位の明確化

需給ひっ迫時には「医療・高齢者・子どもなど弱者優先」の原則を明記すべきです。

大企業は基幹供給を担い、中小企業は代替品や特殊部品を担うなど、役割に応じた優先順位を設定すべきです。

企業の収益構造や技術の独自性を考慮し、倒産や技術喪失を防ぐ仕組みを導入すべきです。

2. 認定供給事業者は、企業の規模にかかわらず、取組方針に定める目標を達成することが可能な供給確保計画を作成のうえ認定を受ければ、支援を受けることが可能です。

供給確保計画において、部品等の調達の状況についても記載することとしており、認定の際にはその点も確認されることとなります。

3. 本省令は供給確保計画の認定に関するものであり、取組の内容については別途取組方針において定めるものです。また、本取組は需給がひっ迫した際に緊急的に国内供給を行うこととしており、具体的な配置について指定するものではありません。

本取組では、人工呼吸器の完成品の国内安定供給確保を目的としており、部品等の供給元を指定するものではありません。

企業の経営については一義的には各企業の営業努力によって維持されるものと承知しています。

<p>4. 透明性と第三者監視 認定計画の概要や優先順位を市民に公開し、安心感と信頼を高めるべきです。 偏見のない第三者機関による監視・評価を制度に組み込み、認定が形式的にならないようにすべきです。 定期的な見直しと改善を義務化し、時代の変化に対応できる仕組みを整えるべきです。</p> <p>5. 情報公開と市民説明責任 認定計画や在庫状況は機密情報を守りつつ、概要や方針を公開すべきです。 需給ひっ迫時の対応について、市民に分かりやすく説明する仕組みを設けるべきです。 「どの物資が特定重要物資に指定されているか」を定期的に公開し、国民が安心できるようにすべきです。</p>	<p>4. 取組方針において、本取組における目標を定めることとしており、取組方針に照らし適切なものである等、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）で定める要件を満たす場合に、供給確保計画が認定されます。 認定供給確保計画の変更が生じた場合は、供給確保支援法人は計画変更に係る認定の申請を行うこととされているほか、主務大臣は計画変更の指示をする場合があります。</p> <p>5. 取組方針において、本取組における目標を定めることとしており、取組方針に照らし適切なものである等、法で定める要件を満たす場合に、供給確保計画が認定されます。また、計画認定の実績については、ウェブサイトで公表することとしています。 需給ひっ迫時の対応については、取組方針に従って人工呼吸器の増産等の対応を行うこととなります。 特定重要物資に指定されている物資は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）で定められているほか、内閣府ウェブサイトにおいても、各物資に関する資料を掲載しております。 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html</p>
---	--

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。